

平成29年度の病床整備に関する事前協議について

1 事前協議の趣旨

二次保健医療圏の実情や圏域特性等を考慮して当該二次保健医療圏における病床の機能別整備を進め、もって神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的として、平成29年3月末日時点における病床数が基準病床数を下回る圏域については、必要に応じて病院の開設、増床等に関して病院開設予定者等からの事前協議を行う。

2 二次保健医療圏ごとの病床の状況

県内11保健医療圏域中、4保健医療圏206床が不足となっている。

(平成29年3月末現在)

項目 保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C(B-A)
横浜北部	8,726	8,709	▲17
横浜西部	7,049	7,346	297
横浜南部	6,415	6,814	399
川崎北部	4,353	4,362	9
川崎南部	4,059	4,814	755
相模原	6,494	6,564	70
横須賀・三浦	5,334	5,357	23
湘南東部	4,394	4,319	▲75
湘南西部	4,996	4,901	▲95
県央	5,252	5,233	▲19
県西	2,913	3,155	242
計	59,985	61,574	1,589

* 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいる。

3 不足している保健医療圏について各地区保健医療福祉推進会議等の意見

不足している4保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否かについて、該当医療圏の各地区保健医療福祉推進会議等に意見を聴取したところ、湘南東部地区、湘南西部地区及び県央地区の各医療圏では不足病床の充足のため事前協議の対象としてほしいとの意見があり、横浜北部地区では事前協議の対象としないとの意見があった。

なお、公募条件は別紙のとおりである。

4 事前協議について

(1) 対象とする保健医療圏及び病床数

以上のことから、今年度の事前協議は、次の保健医療圏及び病床数とする。

事前協議対象 保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C(B-A)	事前協議 病床数
湘南東部	4,394	4,319	▲75	75
湘南西部	4,996	4,901	▲95	95
県央	5,252	5,233	▲19	19
計	23,368	23,162	▲189	189

* 既存病床数は、平成29年3月末現在の病床数

* 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいる。

(2) スケジュール

平成29年9月下旬～12月上旬	病院開設等の申出受付
平成29年12月～平成30年1月	地区保健医療福祉推進会議等の意見聴取
平成30年2月～3月	県保健医療計画推進会議の意見聴取 県医療審議会への報告 申出者への結果通知

(3) 申出資格

- ・ 病院等の開設者または開設予定者

(4) 審査の視点

- ・ 関係法令に抵触していないこと。
- ・ 神奈川県保健医療計画との整合性があること。
- ・ 病院等の開設等の計画に確実性があること。

(5) 申出要件

原則として平成30年11月30日までに開設許可（事項変更許可）申請を行うことができる場合に限るものとする。

(6) その他

県医師会、県病院協会等の協力を得て、該当する地域の関係者等に事前協議の実施について周知する。

平成29年度病床整備における各医療圏の公募条件

○ 湘南東部二次医療圏

湘南東部地区において基準病床数を下回る75床については、療養病床（回復期・慢性期の病床）を条件に、事前協議の対象とすることが適当である。

○ 湘南西部二次医療圏

回復期機能を有すること（急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療を提供すること。必ずしもリハビリテーションの提供は求めない。）

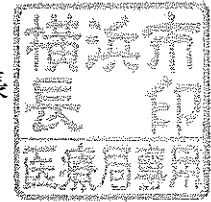
○ 県央二次医療圏

- 1 原則として、医療法施行規則第30条の33の2の規定により定められた病床機能区分のうち、県央二次保健医療圏又は構想区域において、現に不足し、又は将来不足することが見込まれる機能区分の病床を公募することとする。
- 2 次のいずれかに該当する病床については、1にかかわらず、公募対象とする。
 - ・ 県央二次保健医療圏又は構想区域の中で病床機能の地域偏在が存在する場合、一定の地域で特に整備の必要性が認められる機能区分の病床
 - ・ 人口の急増等により、なお当面、整備が必要と考えられる機能区分の病床
 - ・ その他、地域の実情に応じ、良好な医療提供体制を確保するために必要性が高いと考えられる機能区分の病床

医 医 第 657 号
平成 29 年 8 月 30 日

神奈川県知事 様

横浜市 長



病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

平成 29 年 7 月 5 日医第 238 号をもって照会のありました標記について、次のとおり回答いたします。

なお、平成 29 年度第 1 回横浜地域地域医療構想調整会議及び平成 29 年度第 1 回横浜市保健医療協議会において、事前協議に係る意見聴取を行っていることを申し添えます。

1 事前協議について

平成 29 年度につきましては、病院等の開設等に係る事前協議の対象とするに足りないものとして、病床整備事前協議の実施はいたしません。

二次保健医療圏	事前協議対象病床数
横浜北部	1.7 床

2 会議の開催状況

(1) 第 1 回横浜地域地域医療構想調整会議

ア 日時

平成 29 年 8 月 1 日（火）13 時 30 分から 15 時まで

イ 場所

横浜市医師会会議室

(2) 第 1 回横浜市保健医療協議会

ア 日時

平成 29 年 8 月 7 日（月）19 時から 21 時まで

イ 場所

ワークピア横浜



担 当：医療局医療政策課 柏村・栗本

TEL 045 (671) 4827

E-mail : no00-kurimoto@city.yokohama.jp

平成 29 年 8 月 4 日
湘南東部地区保健医療福祉推進会議
事務局（神奈川県保健福祉局医療課）

平成 29 年度病院等の開設等に係る事前協議の対象に関する意見
（湘南東部地区保健医療福祉推進会議）

湘南東部地区において基準病床数を下回る 75 床については、療養病床（回復期・慢性期の病床）を条件に、事前協議の対象とすることが適当である。

平成 29 年 9 月 4 日

医療課長 様

平塚保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

平成 29 年 7 月 5 日付けで照会のありました、このことについて、湘南西部
地区保健医療福祉推進会議としての意見を、別紙のとおり回答いたします。

（ 問合せ先
企画調整課 横溝
電話 0463-32-0130 ）



(別紙)

【意見（湘南西部地区保健医療福祉推進会議）】

湘南西部地区において基準病床数を下回る95床については、次の条件により、事前協議の対象とすることが適当である。

回復期機能を有すること

（急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療を提供すること。

必ずしもリハビリテーションの提供は求めない。）

平成29年 8月23日

医療課長 殿

厚木保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

平成29年7月5日付で照会のありました標記について、平成29年8月10日開催の県央地区保健医療福祉推進会議において協議した結果、別紙の条件により不足19床について事前協議を実施することとなりましたので、回答します。

問合せ先
企画調整課 菅居、近藤
電話 046-224-1111 内 3212



(別紙)

県央二次医療圏における病院等の開設等の事前協議に係る公募条件

- 1 原則として、医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の規定により定められた病床機能区分のうち、県央二次保健医療圏又は構想区域において、現に不足し、又は将来不足することが見込まれる機能区分の病床を公募することとする。
- 2 次のいずれかに該当する病床については、1にかかわらず、公募対象とする。
 - ・ 県央二次保健医療圏又は構想区域の中で病床機能の地域偏在が存在する場合、一定の地域で特に整備の必要性が認められる機能区分の病床
 - ・ 人口の急増等により、なお当面、整備が必要と考えられる機能区分の病床
 - ・ その他、地域の実情に応じ、良好な医療提供体制を確保するために必要性が高いと考えられる機能区分の病床

病院等の開設等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病床に係る病院等の開設等に関して事前協議の手続きを定めることにより神奈川県保健医療計画による病床整備を進めるとともに、二次保健医療圏の実情や圏域特性等を考慮して当該二次保健医療圏における病床の機能別整備を進め、もって神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。

(意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)、医療法施行令(昭和23年政令第326号)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病床 法第7条第2項の規定に定める「療養病床」及び「一般病床」をいう。
- (2) 病院等の開設等 病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは診療所の病床の設置又は診療所の病床数の増加をいう。ただし、法第7条第3項に規定する許可を要しない診療所の一般病床及び法第30条の4第9項に規定する特例許可によるものを除く。
- (3) 神奈川県保健医療計画 神奈川県が法第30条の4の規定により定めた神奈川県における医療を提供する体制の確保に関する計画をいう。
- (4) 二次保健医療圏 神奈川県が法第30条の4第2項第12号に規定する主として病院及び診療所の病床整備を図るために設定した地域的単位をいう。

(開設責任者の責務)

第3条 病院等の開設等をしようとする者(以下「開設予定者」という。)は、地域における病院等の医療の提供の役割を認識し、神奈川県保健医療計画に基づく二次保健医療圏における病床の機能別整備が図られるよう協力するとともに、この要綱に定める手続きを遵守するものとする。

(事前協議の対象とする病床及び二次保健医療圏)

第4条 平成29年3月末日現在において既存病床数を調査した結果、既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏については、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否かなどについて神奈川県保健医療計画推進会議等の意見を聴取し、必要と認められる場合には事前協議の対象とする。

(事前協議の申出)

第5条 開設予定者は、法に基づく病院等の開設等の許可を申請する場合には、事前に当該病院等の開設等について神奈川県知事(ただし、開設予定場所が横浜市にあっては横浜市長、川崎市にあっては川崎市長、相模原市にあっては相模原市長、横須賀市にあっては横須賀市長、藤沢市にあっては藤沢市長、茅ヶ崎市にあっては茅ヶ崎市長)に協議を申し出るものとする。ただし、この申出は、原則として平成30年11月30日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができる場合に限るものとする。

2 前項の規定による申出は、開設予定者が病院等開設等事前協議書(別紙様式。以下「事前協議書」という。)を提出することにより行うものとする。ただし、神奈川県知事に協議を申し出る場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務局長を経由して協議書を提出するものとする。

3 事前協議書の提出部数は、2部とする。

(事前協議書の申出受付期間)

第6条 前条の規定による申出の受付期間は、平成29年12月8日までとする。

(適用除外)

第7条 次に掲げる場合にあつては、第5条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。

- (1) 病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更される場合であつて、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加を伴わないとき。
- (2) 同一の二次保健医療圏内において病院等の開設場所を変更する場合であつて、病床数の増加を伴わないとき。
- (3) 同一の二次保健医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動（分割、合併を含む）を行う場合であつて、病床数の増加を伴わないとき。
- (4) 特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合に二次保健医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して神奈川県知事が事前協議を要しないと認めるとき。

(事前協議の審査)

第8条 神奈川県知事（ただし、横浜市にあつては横浜市長、川崎市にあつては川崎市長、相模原市にあつては相模原市長、横須賀市にあつては横須賀市長、藤沢市にあつては藤沢市長、茅ヶ崎市にあつては茅ヶ崎市長）は、事前協議の申出があつたときは、次の事項について 審査するものとする。

- (1) 関係法令に抵触していないこと。
- (2) 神奈川県保健医療計画との整合性があること。
- (3) 病院等の開設等の計画に確実性があること。
- 2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院等の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、開設予定者に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。
- 3 第1項の規定による審査をするときは、当該二次保健医療圏に関する地区保健医療福祉推進会議（ただし、横浜市長、川崎市長、相模原市長を除く）に意見を聴くものとする。
- 4 横浜市長は、横浜市保健医療協議会、川崎市長は、川崎市地域医療審議会、相模原市長は、相模原市地域保健医療審議会の意見を聴き、神奈川県知事に報告するものとする。
- 5 神奈川県知事は、前2項の意見を取りまとめ、神奈川県保健医療計画推進会議の意見を聴くものとする。
- 6 神奈川県知事は、前項の規定による意見を聴取したときは、その結果について神奈川県医療審議会へ報告するものとする。

(指導)

第9条 神奈川県知事（ただし、横浜市にあつては横浜市長、川崎市にあつては川崎市長、相模原市にあつては相模原市長、横須賀市にあつては横須賀市長、藤沢市にあつては藤沢市長、茅ヶ崎市にあつては茅ヶ崎市長）は、前条の規定による審査の結果必要と認めるときは、開設予定者に対し病院等の開設等にかかる計画の変更、中止等の指導を行うものとする。

(事前協議結果の通知)

第10条 神奈川県知事は、神奈川県医療審議会に報告した内容を横浜市長、川崎市長、相模原市長、横須賀市長、藤沢市長、茅ヶ崎市長に通知するものとする。

- 2 神奈川県知事（ただし、横浜市にあつては横浜市長、川崎市にあつては川崎市長、相模原市

にあつては相模原市長、横須賀市にあつては横須賀市長、藤沢市にあつては藤沢市長、茅ヶ崎市にあつては茅ヶ崎市長)は、事前協議が終了したときは、その結果を開設予定者に対し通知するものとする。ただし、神奈川県知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を經由して通知する。

- 3 神奈川県知事は、地区保健医療福祉推進会議、神奈川県保健医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会の各委員等関係機関に通知するものとする。

(事前協議終了後の取り扱い)

第11条 事前協議の終了後においてもなお既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏の場合には、第4条の規定を準用する。

- 2 神奈川県知事(ただし、横浜市にあつては横浜市長、川崎市にあつては川崎市長、相模原市にあつては相模原市長、横須賀市にあつては横須賀市長、藤沢市にあつては藤沢市長、茅ヶ崎市にあつては茅ヶ崎市長)は、正当な理由がないのに平成30年11月30日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができない場合は、開設予定者に対し、事前協議の通知の取り消しができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、病院等の開設等に関わる事前協議に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成9年2月28日施行の「病院等の開設等に関する指導要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

[別紙様式] (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

年 月 日

* 神奈川県知事 殿

住所

開設予定者

氏名

病院等開設等事前協議書

- 1 病院等の開設等の目的
- 2 名称
- 3 病院等の開設等の場所
- 4 病院等の開設等予定年月日
- 5 病床の種別及び病床数
- 6 診療を行おうとする科目
- 7 医療従事者の概要
- 8 計画敷地周辺の見取図
- 9 計画敷地の面積及び平面図（都市計画区域、用途地域の別等を含む。）
- 10 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員を示すこと。）
- 11 資金計画等（開設後2年間の事業計画及び収支予算書）
- 12 周辺環境の諸対策
- 13 病床の利用状況

[添付書類]

- ① 開設予定者が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者（法人を除く。）であるときは履歴書
- ② 土地又は建物の登記事項証明書
- ③ その他事前協議に要すると認められる書類

* ただし、開設予定場所が横浜市にあつては横浜市長、川崎市にあつては川崎市長、相模原市にあつては相模原市長、横須賀市にあつては横須賀市長、藤沢市にあつては藤沢市長、茅ヶ崎市にあつては茅ヶ崎市長あて

(注) 開設予定者が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。